

令和3年11月吉日

お客様 各位

新田みどり農業協同組合

店舗統廃合に伴う信用事業のお取引に関するお知らせ

令和3年11月15日（月）より、木崎支店・尾島支店・世良田支店を尾島支店に統合（統合後、南支店に名称変更・住所変更）する店舗統廃合に伴い、信用事業のお取引に関してご案内申し上げます。

今後とも皆様のご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

1 変更内容

廃止店	継承店	名称・住所変更
木崎支店 (4664-011)	尾島支店 (4664-014)	南支店 (4664-014) (※)
世良田支店 (4664-015)		

(※) 南支店 新住所

〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 391-1 TEL0276-56-1013

2 お取引について

現在お取引いただいている貯金・定期積金・ご融資等の信用事業取引は、全て継承店が引継ぎます。

3 お客様の口座番号について

原則として、貯金口座番号は変更ございませんが、木崎支店の一部のお客様の口座番号が変更になります。該当のお客様へは、別途ご連絡いたします。

4 通帳について

廃止店舗(木崎支店・世良田支店)のお客様は、現在ご使用されている通帳(普通貯金・総合口座・貯蓄貯金・通帳式定期貯金通帳、積立定期貯金通帳)が変更になりますので、11月15日(月)以降に継承店(南支店)ほか当JA窓口にお持ちいただいた際、新通帳に切り替えさせていただきます。(ATMでは、現在の貯金通帳がご利用いただけます)

なお、尾島支店のお客様はそのままご利用いただけます。

5 キャッシュカード・JAカードについて

お持ちのキャッシュカード・JAカードは、引き続きご利用いただけます。

6 定期積金・定期貯金証書について

現在お持ちの証書を引き続きご利用いただけます。

7 税金・公共料金その他の自動支払いについて

変更手続きは、当組合で代行いたしますので、お客様自身が変更手続きを行う必要はございません。

11月15日(月)以降においてもお客様のご指定口座から自動支払いを継続させていただきます。

8 ご融資について

ご融資の返済額・期限・返済方法等のお取り扱い条件は従来どおり、返済事務等は継承店が引継ぎます。

9 年金・給与振込等について

国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金等の公的年金等の振込指定手続き及び、給与振込の振込指定の変更手続きは、当組合が代行いたしますので原則としてお客様自身で変更手続きを行う必要はございません。

但し、一部の年金・給与振込等につきまして、お客様自身の申出のみを受付される先がありますので、別途ご相談させていただきます。

10 振込（銀行等、他の金融機関からの振込）について

お客様がお取引先から受け取る振込につきまして、当店舗の貯金口座を指定している場合は、「11月15日（月）以降は、継承店（南支店）になる」旨、お取引先等にご連絡下さい。

<本件に関するお問い合わせ先>

新田みどり農業協同組合 金融事業本部 0277-76-2511